

茨城県規則第8号

茨城県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則を次のように定める。

平成25年3月11日

茨城県知事 橋本 昌

茨城県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事が必要と認める図書)

第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する旨を証する書面(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項の登録建築物調査機関(以下この号において「登録建築物調査機関」という。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下この号において「登録住宅性能評価機関」という。)が交付したもの(認定の対象が住宅以外の部分を有する場合にあっては、登録建築物調査機関又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第1項の指定確認検査機関の業務を実施している登録住宅性能評価機関が交付したもの)に限る。)の交付を受けた場合にあっては、当該書面

(2) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあっては、当該確認済証の写し

(確認の申請書の提出部数)

第3条 法第54条第2項後段(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の確認の申請書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、法第54条第2項の低炭素建築物新築等計画に建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定を要するものとされる部分が含まれている場合にあっては、正本1部及び副本2部とする。

(認定の申請等の取下げ)

第4条 法第53条第1項の認定の申請又は第55条第1項の変更の認定の申請をした者は、知事が認定又は変更の認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、取下届(様式第1号)の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

(報告)

第5条 法第55条の認定建築主は、法第56条の規定により認定低炭素建築物新築等計画の建築物の状況の報告を求められた場合には、状況報告書(様式第2号)に関係図書を添えて、知事に報告するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。